

5

区を対象とした市の補助金（概要）

公民館（分館）建設事業補助金																					
担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151																				
事業概要	地区公民館の分館として定められた公民館で、区が事業者となって行う新築、増築、施設改修、耐震診断及び耐震改修事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。																				
補助対象経費	新築、増築、施設改修、耐震改修に要する工事費及び耐震診断費（工事雑費、備品費等を除く、適正な建築工事費が対象）																				
補助金額	<p>ア 新築（既存施設の老朽化に伴う改築も含む） 補助対象経費の10分の5以内で、限度額は世帯数によって次の区分で算出した基準床面積の合計に基準単価を乗じて得た額</p> <table border="0"> <tr> <td>○世帯数</td> <td>200戸まで</td> <td></td> <td>200㎡</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>201～300戸まで</td> <td>1戸につき</td> <td>0.7㎡</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>301～500戸まで</td> <td>〃</td> <td>0.5㎡</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>501～1,000戸まで</td> <td>〃</td> <td>0.3㎡</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1,001戸以上</td> <td>〃</td> <td>0.1㎡</td> </tr> </table> <p>○基準単価：木造204,000円/㎡、非木造228,000円/㎡</p> <p>イ 増築及び改修 ・補助対象経費の10分の5以内（工事費が50万円未満は補助対象外） ・限度額は、木造480万円、非木造は636万円</p> <p>ウ 耐震診断 昭和56年5月31日以前に着工された公民館で、耐震診断に要する診断費の2/3と、延床面積に基準単価1,200円を乗じた額を比較して少ない方の額 限度額は108万円。</p> <p>エ 耐震補強改修 耐震補強に要する工事費及び延床面積に基準単価47,300円を乗じた額に2/3を乗じて得た額を比較して少ない額 限度額は、木造480万円、非木造 636万円</p>	○世帯数	200戸まで		200㎡	〃	201～300戸まで	1戸につき	0.7㎡	〃	301～500戸まで	〃	0.5㎡	〃	501～1,000戸まで	〃	0.3㎡	〃	1,001戸以上	〃	0.1㎡
○世帯数	200戸まで		200㎡																		
〃	201～300戸まで	1戸につき	0.7㎡																		
〃	301～500戸まで	〃	0.5㎡																		
〃	501～1,000戸まで	〃	0.3㎡																		
〃	1,001戸以上	〃	0.1㎡																		
手続きの内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度の3年前の指定する日（7月中旬）までに概算事業費で事前申請として要望調書を各地区の支所長へ提出 ・事業実施の前年度の指定する日（7月中旬）までに実施申請として要望調書を各地区の支所長へ提出 →事業実施年度の予算成立後に区へ通知をします。 ・事業実施年度の4月1日以降に、交付申請書類を地域づくり課へ提出 ・交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出 																				
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・申請には、区の総会等で設置の承認が得られていることが必要です。 ・用地取得費、解体や取壊費、備品費等は補助対象外です。 ・耐震補強工事は、非木造がIs値0.7、q値1.0を超える補強で、木造はIw値1.1を超える補強工事となることが必要です。 																				

5

区を対象とした市の補助金（概要）

集会所等建設事業補助金

担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151									
事業概要	区が事業施工者となる集会所・公会所等の集会施設の新築、増築及び改修事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。									
補助対象経費	集会所等の新築、増築、施設改修に要する工事費 （工事雑費、備品費等を除く、適正な建築工事費が対象）									
補助金額 （限度額）	<p>ア 新築（既存施設の老朽化に伴う改築も含む） 補助対象経費の10分の5以内で、限度額は世帯数によって次の区分の額</p> <table border="0"> <tr> <td>○世帯数</td> <td>50戸未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>51～100戸まで</td> <td>480万円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>101戸以上</td> <td>560万円</td> </tr> </table> <p>イ 増築及び改修 ・補助対象経費の10分の5以内（工事費が10万円未満は補助対象外） ・限度額290万円</p>	○世帯数	50戸未満	400万円	〃	51～100戸まで	480万円	〃	101戸以上	560万円
○世帯数	50戸未満	400万円								
〃	51～100戸まで	480万円								
〃	101戸以上	560万円								
手続きの 内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の前年度の指定する日（概ね7月中旬）までに要望調書を各地区の支所長へ提出 ⇒市の次年度当初予算案に計上し、予算成立後に区へ通知をします。 ・事業実施年度の4月1日以降に、交付申請書類を地域づくり課へ提出 ・交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出 									
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施には、区の総会等で事業の承認を得ていることが必要です。 ・用地取得費、解体や取壊費、備品費等は補助対象外です。 ・耐震診断は補助対象になりません。 ・公民館は公民館分館建設事業補助金のページをご覧ください。 									

5 区を対象とした市の補助金（概要）

ふれあいのまちづくり事業補助金

担当課 地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151

事業概要 地縁コミュニティの活性化を図るため、区及び地区、地域協議会が取り組む事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

事業の内容により、次のとおりです。

事業の種類	事業の内容	補助対象経費	補助率・限度額
地域づくり事業	(1)文化活動及び学習活動に関する事業 (2)スポーツに関する事業 (3)生活環境の整備、美観の維持、自然環境の保全及び活用に関する事業 (4)社会福祉の増進及び健康管理に関する事業 (5)交通安全、防災、その他生活の安全の確保に関する事業 (6)その他地域づくり活動を促進する個性豊かな事業で、市長が特に必要と認める事業	補助事業の実施に直接要する経費。 ただし、報償費、会食に係る食糧費、その他市長が適当でないと認める経費は除く。	3分の2以内 上限80万円 (うち備品の購入に係るものは20万円を限度) 同一の補助事業を継続して実施する場合は3年間で80万円を限度(うち備品の購入に係るものは20万円を限度)
計画策定事業	地域づくり計画、集落計画等を策定する事業	印刷製本費、食糧費(会議時の茶菓子代)、消耗品費等	3分の2以内 上限20万円 (印刷製本費は10分の10以内)
ずくだし事業	区又は地区の地域づくり計画等に基づき知恵と労力を出し合い実施する事業	原材料費及び賃借料	10分の10以内。 上限20万円

※各事業の併用はできません。

手続きの内容・時期

- ・事業実施の前年度の指定する日（概ね7月中旬）までに認定申請書を各地区の支所長へ提出
⇒市の次年度当初予算案に計上し、予算成立後に区へ通知をします。
- ・事業実施年度の4月1日以降に、交付申請書類を地域づくり課へ提出
- ・交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出

注意事項など

- ・申請には、区の総会等で設置の承認が得られていることが必要です。
- ・区や地区が継続的に行っている定着したイベント、行事等のほか、政治活動又は宗教活動に係わる事業は補助対象外です。
- ・国、県、市又は民間を含めた各種助成団体等の補助（助成）金の対象となる事業及び過去に本補助金を受けている事業は補助対象外です。

5

区を対象とした市の補助金（概要）

防犯カメラ設置事業補助金

担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151
事業概要	犯罪の発生を防止し、市民の安全で安心な生活環境を確保することを目的として、区又は地区が行う防犯カメラの設置に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
補助対象経費	防犯カメラの購入費、設置に係る工事費、防犯カメラにより撮影していることを表示する表示板等の設置に要する費用
補助金額 （限度額）	補助対象経費の2分の1以内（上限375,000円）
手続きの 内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施の前年度の指定する日（概ね7月中旬）までに要望調書を各地区の支所長へ提出 ⇒市の次年度当初予算案に計上し、予算成立後に区へ通知をします。 ・ 事業実施年度の4月1日以降に、交付申請書類を地域づくり課へ提出 ・ 交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施には、区の総会等で設置の承認を得ていることが必要です。 ・ 設置場所は、特定の場所に継続的に設置され、道路、公園その他の不定多数の者が利用する場所です。 <p>※施設管理を目的とした設置は対象外</p>

5 区を対象とした市の補助金（概要）

LED防犯灯設置事業補助金

担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151		
事業概要	道路上における夜間の犯罪や事故の発生を防止するとともに、電力使用量及び二酸化炭素の排出を抑制を図るため、LED防犯灯の設置及び改修に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。		
補助対象経費	LED防犯灯の設置及び既存の防犯灯をLED器具に改修する際に要する費用		
補助金額 (限度額)	防犯灯の種類（指定・一般）、内容により限度額は次の表のとおりです。		
		指定防犯灯	一般防犯灯
	防犯灯の設置形態等		
	専用の柱を新設して設置する場合	80,000円	40,000円
	既存の電柱に新たに設置する場合	40,000円	30,000円
	既存の防犯灯をLED器具に改修する場合	30,000円	20,000円
	※指定防犯灯とは人家から概ね100m以上離れた場所にある防犯灯（一般防犯灯は指定防犯灯以外の防犯灯です）		
手続きの内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の前年度の指定する日（概ね7月中旬）までに要望調書を各地区の支所長へ提出 ⇒市の次年度当初予算案に計上し、予算成立後に区へ通知をします。 ・事業実施年度の4月1日以降に、交付申請書類を地域づくり課へ提出 ・交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出 		
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施には、住民要望が強く緊急性の高いものを選定してください。 ・通学路等への設置については、地元PTA役員等と協議調整のうえ事業を計画してください。 ・連続して設置する場合の間隔は、概ね50mを目安としてください。 ・電球、蛍光管の交換等については、補助の対象ではありません。各区等においてご対応ください。 ・落雷などの自然災害に限り、LED器具が破損した場合の補助については、担当課へご相談ください。 ・電力会社等の電柱を利用して設置する場合には、関係機関等に申請・許可等が必要になりますので、各区で対応をお願いします。 ○中部電力パワーグリッド(株)松本営業所 電話 0120-984-565 ○(株)NTT東日本南関東アクセスオペレーションセンター メールアドレス：tenga-shinsei-ml@east.ntt.co.jp 		

5

区を対象とした市の補助金（概要）

LED防犯灯電気料補助金	
担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151
事業概要	LED防犯灯の年間電気料相当額を補助
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の電球や蛍光灯を灯ごと切り替えたLED防犯灯の電気料 ・従来の電球を、LED電球に切り替えた防犯灯の電気料 ※前年度までにLEDへ切り替えられた防犯灯が該当
補助金額	各年1月～12月の平均電気料単価×12カ月で算出した額×本数の合計 ※各月の電気料単価は、中部電力ミライズ(株)の公衆街路灯の電気料金単価（電灯料金・需要家料金）と再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整単価を合わせた額
手続きの内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月分の電気料請求明細書を提出していただきます。（地域づくり課から区へ提出依頼の通知を6月頃に出します） ・提出された明細書をもとに、地域づくり課でLED化された電灯を確認し、補助金額を算出した後、12月頃各区長へ内容確認を通知します。 ・確認された内容で、1月に各区へ補助金を支払い
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料補助金の算出は、LED（10W以下）の単価を用いるため、蛍光灯や従来型の電球からLEDへ改修された際には、電力会社へ電気料単価の変更を申請してください。

5 区を対象とした宝くじ助成（概要）

コミュニティ助成事業	
担当課	地域づくり課（市役所1階、7番窓口）TEL：0263-52-0280 内線1151
事業概要	宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人 自治総合センター等により、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援及び活力ある地域づくり等に対して助成を行うもの。
補助対象経費 及び補助金額 (限度額)	<p>事業の内容により、次のとおりです。</p> <p>(1) 一般コミュニティ助成事業 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。 ○100万円から250万円まで</p> <p>(2) コミュニティセンター助成事業 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。 ○対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし1,500万円まで</p> <p>(3) 地域防災組織育成助成事業 ア. 自主防災組織育成助成事業 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。 ○30万円から200万円まで イ. 消防団育成助成事業 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。 ○50万円から100万円まで</p> <p>※助成金は、1件につき10万円単位となります（10万円未満を切り捨て）</p>
手続きの 内容・時期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の前年度の指定する日（概ね9月上旬）までに見積書など必要書類を地域づくり課へ提出 ⇒自治総合センター等の採択結果を、事業年度の4月に市から通知 ・事業実施年度の6月下旬に、市から申請手続きの詳細を区へ送ります。 ・交付決定通知後に事業を実施し、完了後（業者等へ支払後）に実績報告書を地域づくり課へ提出
注意事項など	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年以内にいずれかの事業の採択を受けた区は申請できません。 ・（3）アは、自主防災組織のみ申請が可能（区からの申請は不可）